

# ○患者搬送業務に関する医療関連サービスマーク制度実施要綱

## 1. 患者搬送業務の定義

患者、妊婦、産婦又はじょく婦（以下「患者等」という。）の病院、診療所又は助産所（以下「医療機関」という。）相互間の搬送業務、及びその他の搬送業務で重篤な患者について医師又は歯科医師を同乗させて行うものに関する業務をいう。

## 2. 事業者の資格要件

提供する患者搬送業務（以下「本サービス」という。）について認定を受ける事業者は、次の要件を充たさなければならない。

- ① 経営状態が正常かつ良好であること。
- ② 継続的な本サービスの提供が可能であること。
- ③ 医療法、医師法等の医療関係法規、道路運送法、道路交通法等運輸関係法規及び労働関係法規を遵守するものであること。
- ④ 認定の取消しを受けた事業者にあつては、取消し後2年以上を経過していること。
- ⑤ 事業者が本サービス以外の事業を営む場合には、本サービスの社会的信用を損なうものではないこと。

## 3. 本サービスの基準

「患者搬送業務に関する基準（認定基準）」（以下「認定基準」という。）において別に定める。

## 4. 申請手続

- (1) 医療関連サービスマークの認定を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、「医療関連サービスマーク認定申請書」につぎに定める書類を添付して理事長に、提出しなければならない。ただし、認定の更新（認定の有効期間に引き続いて認定を受ける場合をいう。以下同じ。）の申請で、下記の④から⑨の書類について前回の申請時又は変更届の提出時と内容の変更がない場合は、「認定申請書添付書類の省略について」（様式4）を提出しなければならない。

- ① 事業概要報告書（様式1）
- ② 決算報告書（直近3カ年のもの。事業者が個人の場合は税務申告書類等を提出のこと。）
- ③ 認定基準に定める受託責任者配置状況一覧表兼確認書（様式2）
- ④ 登記簿謄本（事業者が法人の場合のみ）
- ⑤ 以下のア～エの免許証（写）若しくは許可書（写）のうちいずれか  
ア. 一般乗用旅客自動車運送事業の免許証（写）

- イ. 一般乗用（患者等輸送限定）旅客自動車運送事業の免許証（写）
- ウ. 一般貸切旅客自動車運送事業の免許証（写）
- エ. 特定旅客自動車運送事業の許可書（写）
- ⑥ 代表者及び本サービスを行う役員の履歴書兼確認書（様式3）
- ⑦ 受託責任者の本サービスに係る履歴がわかる履歴書
- ⑧ 標準作業書
- ⑨ 業務の案内書
- ⑩ 認定申請書添付書類の省略について（様式4）
- ⑪ 制度保険加入依頼書（様式5）
- ⑫ 賠償責任保険に関する誓約書（様式6）
- ⑬ 保険契約に関する証明書（様式7）
- ⑭ 医療関連サービスマークの使用状況（様式9）

なお、医療関連サービスマークの認定事業者を吸収合併した非認定事業者が当該医療関連サービスマークの残存有効期間について認定を受けようとする場合については、上記①～⑬に加えて次の書類を提出しなければならない。

- ⑮ 吸収合併した認定事業者名及び当該医療関連サービスマークの認定番号（様式を別に定める。）
- ⑯ 認定事業者を合併したことを証明する書類（合併契約書(写)。ただし、上記④にその記載がある場合は除く。）

(2) 申請事業者は、申請書類の提出と同時に、別に定める申請手数料を納入しなければならない。なお、一旦納入した申請手数料は返還しない。

## 5. 認 定

- (1) 認定は、事業者ごとに本サービスに係る事業所を特定して行う。
- (2) 認定日は、6月1日、10月1日、2月1日及び理事長が必要と認めた日とする。
- (3) 審査に必要な調査として、書類調査、実地調査及び必要に応じその他の調査を行う。
- (4) 医療関連サービスマークの認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、別に定める認定料を納入し、認定証の交付を受ける。なお、一旦納入した認定料は返還しない。
- (5) 認定を受けることができなかった事業者は、別に定める実地調査費を納入しなければならない。なお、一旦納入した実地調査費は返還しない。
- (6) 認定のための調査及び審査について、必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

## 6. 検 証

- (1) 認定事業者が次のいずれかに該当した場合は、本サービスが認定基準に適合した内容のものであるかを確認するため、検証を行う。

- ① 認定基準違反が認められ、又はその疑いがある場合
  - ② 新たに本サービスを行う事業所の設置等事業内容の変更があり、検証が必要と認められる場合
  - ③ 認定時、本サービスの提供を行っていなかった事業者が、その提供を開始した場合
  - ④ 専門部会が検証を必要と認めた場合
- (2) 検証を受けた事業者は、別に定める実地調査費を納入しなければならない。なお、一旦納入した実地調査費は返還しない。

## 7. 申請事務の受付の委託

申請事務の受付は、必要に応じ、振興会会員である事業者団体に委託する。

## 8. 変更等の届出

認定事業者は、次の事実が発生したときは、30日以内にその旨を理事長に届け出なければならない。

- ① 認定時、本サービスの提供を行っていなかった事業者が、その提供を開始したとき
- ② 事業内容を変更したとき（新たに本サービスを行う事業所の設置や事業の廃止）
- ③ 事業者の名称又は住所を変更したとき
- ④ 代表者又は受託責任者が異動したとき

## 9. 有効期間

- (1) 認定の有効期間は、認定日から2年間（更新の場合は3年間）とする。
- (2) 認定の更新申請において、期間満了の3か月前までに更新の申請手続が行われたにもかかわらず、期間満了の日までに認定の可否についての通知がなされなかった場合には、その通知がなされるまでの間は有効期間とみなす。
- (3) 認定事業者が他の事業者吸収合併された場合、認定の有効期間は合併の日をもって消滅する。
- (4) 認定事業者を吸収合併した事業者は、(3)の規定にかかわらず、当該事業者に係る医療関連サービスマークの残存有効期間について認定を受けることを申請することができる。この場合の認定の有効期間は、認定日から吸収合併前の認定事業者が有していた認定有効期間満了の日までとする。

## 10. 医療関連サービスマークの表示

- (1) 医療関連サービスマークの様式は下記のとおりとし、認定事業者はマークを表示することができる。



- (注) 1. 色彩は、マーク本体部分を赤色（日本工業規格 7.5 R 5 / 1 4 に相当する色）、サービス名の色抜き箇所地の部分を緑色（日本工業規格 7.5 G Y 8 / 8 に相当する色）、他の部分を黒色とする。
2. やむを得ない理由により単色とするときは、黒色とする。

- (2) 医療関連サービスマークの認定を表示する場合は、認定を受けていない医療関連サービスについて、認定を受けているものと誤認されるおそれがある方法で行ってはならない。
- (3) 認定事業者は、次の場合には、すべての医療関連サービスマークの認定を表示するものを廃棄又は削除しなければならない。
- ① 認定の有効期間が満了したとき
  - ② 認定の取消しを受けたとき
  - ③ 認定を返上したとき

## 11. 損害賠償の実施の確保

認定事業者は、本サービスに起因して、その利用者等に損害を与えた場合の賠償の確実な実施を図るため、別に定めるところにより、損害保険に加入しなければならない。

なお、認定時、本サービスの提供を行っていなかった事業者が、その提供を開始する場合は、その時までには損害保険に加入しなければならない。

制 定 平成5年3月26日

付 則 経過措置

認定基準に定める受託責任者については、理事長が必要に応じ、経過措置を設ける。

付 則 (平成9年2月1日一部改正)

1. 施行期日

この制度要綱の一部改正は、平成9年2月1日より施行する。ただし、制度要綱の4 申請  
手続、9 有効期間及び11 損害賠償実施の確保については、平成9年6月1日の認定から  
適用する。

2. 経過措置

平成8年2月1日から平成9年5月31日までの間に認定の更新を受けた認定事業者につ  
いては、当該有効期間の満了時に、理事長が別に定めるところにより、有効期間を1年延長す  
ることができる。

付 則 (平成10年9月28日一部改正)

この制度実施要綱の一部改正は、平成11年2月1日の認定から適用する。

付 則 (平成11年5月28日一部改正)

この制度実施要綱の一部改正は、平成11年5月28日から施行する。

付 則 (平成14年2月1日一部改正)

この制度実施要綱の一部改正は、平成14年6月1日の認定から適用する。

付 則 (平成20年2月1日一部改正)

この制度実施要綱の一部改正は、平成20年2月1日から施行する。